

住民監査請求について

1 住民監査請求とは

地方自治法第242条の規定により、府中町内に住所を有する個人や法人（法人格のない団体や任意団体も含む。）の方が監査委員に対して町の財務に関する行為について監査を求め、必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

＊ 法人格を持たない団体（任意団体など）の場合は、会則・会員名簿・役員名簿・事業報告書・会報など団体としての活動を示す資料を添付してください。

2 住民監査請求の対象となる行為

監査請求できるのは、町長その他の執行機関等や町の職員が行った町に損害を与える次のような財務会計上の行為です。

- (1) 違法又は不当な公金の支出（補助金の支出、職員給与の支出など）
- (2) 違法又は不当な財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担（借入れや保証をすることなど）
- (5) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（町税や施設使用料の徴収をしなかった場合など）
- (6) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（損害賠償請求をしなかった場合など）

＊ 上記(1)～(4)については、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。

＊ たとえ、違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、町に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはなりません。（最高裁判決参照）

3 監査請求できる期間

住民監査請求の対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過していなければ住民監査請求をすることができます。1年以上経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求することはできません。

ただし、怠る事実（上記2の(5)、(6)）については、その事実が続いている限り請求することができます。

4 住民監査請求で求めることのできる措置

住民監査請求では、2に示す行為について次の4つの措置を求めることができます。

- (1) 財務会計上の行為（上記2の(1)～(4)）を事前に防止するための必要な措置
- (2) 財務会計上の行為（上記2の(1)～(4)）を事後的に是正するための必要な措置

- (3) 怠る事実(上記2の(5)、(6))を改めるための必要な措置
- (4) 町が被った損害を補てんするための必要な措置(上記2の行為すべてについて)

5 住民監査請求の方法について

住民監査請求は、所定の書面により行うことになっています。監査請求する事柄について、次のような書面(措置請求書)を作成し、提出してください。

◇ 住民監査請求書の様式及び記入例(縦書き、横書きは問いません。)

府中町職員措置請求書
府中町長(〇〇委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨
1 請求の要旨 <u>(次の事項について必ず記載してください。)</u> ・ 誰が(請求の対象となる職員) ・ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか。 ・ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか。 ・ その結果どのような損害が町に生じているのか。 ・ どのような措置を請求するのか。
2 請求者 住 所 氏 名 (自署)
地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
令和 年 月 日 府中町監査委員(あて)

- * 事実証明書として違法又は不当とする行為の事実を証明する書面の添付が必要になります。事実証明書の例としては、公文書公開請求により公開を受けた文書や新聞記事の写しなどがあります。
- * 提出された「請求書」と「事実を証する書面」で監査を行う必要があるか判断します。
- * 郵送される場合は連絡先電話番号(携帯等連絡がとれる番号)を記入してください。

住民監査請求後の事務の流れ

1 要件審査

- ア 提出された請求書については、要件審査を行い、必要に応じて書面により請求書の補正を求めることがあります。
- イ 要件を満たしていない場合や期限内に補正が行われない場合には、住民監査請求は却下され、監査は行われません。

2 監査の実施

監査委員は監査請求を受理した日から60日以内に監査を行い、請求に理由があるかないかを判断し、全ての手続きを終了します(請求人が請求書の補正に要した期間は除かれます)。

3 陳述等の実施

請求の要旨及び事実証明書を補完するため、請求人は証拠の提出及び陳述の機会が与えられます。

4 監査結果の決定、通知

監査委員は監査を行った後に監査委員の合議により請求に理由があるかないかを判断し、棄却または勧告の決定を行うとともに、請求人に通知します。

5 監査結果等の公表

監査結果及び勧告内容は公表されます。(請求された方の氏名等は原則公表します。)

6 勧告を受けた町長等の措置

- ア 勧告を受けた町長等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければなりません。
- イ 通知を受けた監査委員は通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表します。

7 請求の結果等に不服がある場合

請求人は監査結果や勧告の内容あるいは措置等に不服がある場合には、法律に定められた期限内に裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。

- ・ 監査結果や勧告の内容あるいは措置等に不服がある場合 : それぞれの通知があった日から30日以内
- ・ 請求した日から60日を経過しても監査または勧告を行わない場合 : 60日を経過した日から30日以内
- ・ 勧告を受けた市長等が措置を講じない場合 : 勧告に示された期間を経過した日から30日以内